

第 8 章 投資信託受益権の累積投資取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまと当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約（以下、この約款において「契約」といいます。）をお客さまと締結します。

第2条 (累積投資の種類および申込み)

- (1) お客さまは、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の「目論見書」に記載する累積投資銘柄ごとに申込みものとします。
- (2) 第 1 回目の払込みをもって当該累積投資銘柄の契約の申込みが行われたものとします。

第3条 (金銭の払込み)

- (1) お客さまは、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下、「払込金」といいます）を当該投資信託の「目論見書」に記載する銘柄ごとに払込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金はこれを各累積投資銘柄申込みのときに払込むものとします。
- (2) 上記(1)の払込金は、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額を下回らない額とします。

第4条 (買付方法・時期および価額)

- (1) 当社は、各累積投資銘柄にかかる当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付を行います。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とします。なお、販売手数料がある場合は、目論見書等に記載または当社が別に定める手数料および消費税相当額を加えた価額とします。
- (3) 買付けられた投資信託の受益権の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものとします。

第5条 (受益権の管理)

この約款に基づいて取得した受益権（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、振替決済口座約款に基づき、振替決済口座により管理します。

第6条 (果実等の再投資)

- (1) 累積投資にかかる投資信託の受益権の収益分配金および償還金は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、お客さまから買付の申込があったものとして第 4 条に準じた買付を行います。なお、各累積投資銘柄にかかる当該買付は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものとします。
- (2) 第 13 章および第 14 章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の適用の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第 13 章第 5 条(1)①、同章第 5 条の 2(1)①、同章第 5 条の 3①、同章第 5 条の 4(1)①および第 14 章第 5 条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。
- (3) 上記(2)にかかわらず、非課税の特例の適用を受けている累積投資に係る投資信託の収益分配金の再投資のうち、当社が定めるところにより非課税の適用の特例を受けた買付を行わない場合があります。

第7条 (返還)

- (1) 当社は、お客さまから投資信託受益権の返還の請求があった場合は、これを換金のうえその代金を返還します。ただし、目論見書に記載の換金請求不可日にあたる場合は、返還請求の取扱いはできません。換金価額および換金手数料については、目論見書の記載の方法に従い取扱います。
- (2) クロースド期間のある投資信託受益権について、当該クロースド期間中の上記(1)は、原則として取扱いできません。ただし、その銘柄の目論見書記載の事由に該当する場合は可能となる場合があります。
- (3) 上記(2)の請求は、目論見書に記載の方法に従ってこれを行い、返還請求日から起算して目論見書等に記載の受渡日からその代金をお客さまに返還します。なお、スイッチングの場合、当該返還金についてはお客さまに支払うことなくご指定のコースへのお申込金額に充当します。

第8条 (キャッシング(即日引出))

- (1) お客さまは、前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下、「キャッシング」といいます。）によりします。
 - ① 当社は、MRF の残高に基づき計算した返還可能金額または 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRF を担保に金銭を貸出することができます。ただし、お客さまの取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額＝返還請求日のお客さまの所有口数×返還請求日前日の基準価額
 - ② 上記①のキャッシング貸出日に、当社は、キャッシングの貸出しによる金銭に相応する MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の解約請求手続きを行います。
 - ③ 上記②の解約請求手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し

残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいうけます。
貸出金利=（解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実）(A)－源泉税相当額 $\{(A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率})\}$ （なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客さまにお知らせしないことがあります）

- ④ 当社は、上記②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記②の解約請求手続きに基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭との差額を加えて、上記③の貸出金利をお客さまに請求できるものとします。
- (2) 上記(1)の申込およびキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、所定の方法によりお客さまに金銭を振込みます。

第9条 （解 約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
- ① お客さまから解約の申出があったとき
 - ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 当該投資信託受益権が償還されたとき
 - ④ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく管理中の投資信託の受益権を第7条に準じて当社においてお客さまに返還します。